

## 石破国家戦略特別区域担当大臣記者会見要旨

日時 平成 26 年 9 月 24 日（水）10:47～11:02

場所 合同庁舎 8 号館 1 階 S106 会見室

（冒頭発言）

会議は先ほど終了しました。認定申請を行う区域計画案と、追加の規制改革事項が議題でした。区域計画案につきましては、保険外併用療養に関する特例及び病床規制に係る医療法の特例を活用した事業について議論いただき、異論はありませんでしたので、これを区域会議として決定し、速やかに認定することになりました。関西発の医療イノベーションが具体的に進展するということであると思います。

2つ目は、前回の区域会議以降、追加提案のありました規制改革事項について、これまでワーキンググループ等において関係省庁と協議を行ってきたところであり、進捗状況について確認したところです。これらについて、様々な御意見をいただきました。

国家戦略特区は、2015 年度までの残り約 1 年半を集中取組期間とする、いわゆる岩盤規制改革全般について突破口を開くものです。冒頭、私から、闊達なご意見をお願いしたい、と申し上げたところ、闊達な議論となったところです。予定調和な会議を行っても仕方ないため、闊達なご意見をいただくことはよかったと思っています。

スピード感が欠けるところがあるのではないかと、というご指摘がございました。もう 1 つは、できるできないについての回答があるまでに時間がかかる。そしてまた回答が出てくると、既存の制度でできるはずだ、というような答えが出てくる。そのような答えであれば、もっと早くもらいたいということです。

医療は特に、人の生命・身体に関わることですので、ここにおける規制をどう考えるか。仮にそれにダメージが生じたときに、誰がいかなる責任を取るのかということは、医療全体のみに関わらず、いわゆる社会的規制すべてにおいても言えることです。誰がどのような形で責任を負うかということと、そうしたダメージの回復というものが初歩的になるとすれば、その中に問題がございました。ただ、経済をどのようにして活性化していくかということであり、国民のニーズにどのようにして答えるかということであり、そこにおいて、自己責任も含めまして、どのような責任をとるのかということが議論の底流にあるのだと思っております。

個々の問題については、担当からお答えさせていただきますが、総論から言えば、そういう印象を持ちました。印象だけ申しても仕方がないので、とにかくスピード感をあげることに、透明性、トランスペアレンシーをきちんと確保すること、どこで何の議論が行われているかということ、目指そうとするものは何であるかということが、いまひとつ視聴者あるいは読者の方々に分かりにくいと思っております、その点、私どもがその部分をお示しいたしたいと思っております。

(質疑応答)

問： 朝日新聞の田中です。今回の区域会議でまとまった計画ですが、特区諮問会議を次に開かなければいけないと思うが、開催のめどはいつ頃か。

答： 必要な会議はなるべく早く行いたいと思っております。いつということは申し上げられません。

問： 10月ぐらいには。来月か。

答： なるべく早くと申し上げました。

問： 日経新聞の松尾です。公設民営学校などさまざまな規制緩和事項が出ていたと思いますが、今後どのように対応していくのでしょうか。

もう一つは、今回、医療で目玉の一つである iPS を活用した医療というのが入っております。ちょうど先般、世界初の移植手術がありましたけれども、そういう意味で今回タイムリーな決定だったと思っておりますが、先ほど大臣からご指摘があったとおり、こういった先端的な取組みを特区でどういうふうに進めていくのか、そういった意気込み等をお聞かせ願えればと思います。

答： 前段の公設民営につきましては、工程表をお示しして、なるべく早期に結論を得たいと思っております。

後段の、神戸、兵庫の取組につきましては、とにかく科学の進歩は日進月歩でございます。また、これは国民の願いに応えるもとであると同時に、海外の医療進歩に取り残されることがあってはならないということでございます。したがって、そのような先端的な医療に際して、単なる研究・実験だけではなく、その後のケアもあわせてきちんとした体制を確保し、医療の最先端の実現に向け、いろいろな角度から議論を重ねて、今回の決定を実効あるものにしていきたいと考えてます。

問： 朝日新聞の上田と申します。旅館業法の規制緩和なのですが、大阪の議会で、今の段階で緩和すると安全性に問題があるという議論が出て、前提となる条例が否決されることがありました。議会の中では、立入権限などをしっかりしてほしいという議論が出ていましたが、今日の会議では話題に上がりましたでしょうか。

答： 今日の会議におきまして、この話は出ました。ご質問の趣旨は、この条例が立入検査の規制がないことから、否決されたということについての指摘だと存じます。

国家戦略特区法上は、特例に関しまして、立入検査の規定はございません。しかしながら、これは制度の執行上、最低限の規制を定めたものでございまして、それぞれこの制度の適正な執行を確保するために、自治体が条例をもってして、立入検査の規定を設けることは、可能なものです。したがって、この法律で、旅館業法の特例が活用される例はたくさんありますから、解釈というものを斟酌していただき、つまり、そういうような安全上のことは自治体においてできることなんだろうということ。従いまして、制度の趣旨というものを勘案しながら、そういう懸念にこたえるための工夫によって、それは可能であると私としては考えています。

問： テレビ大阪の田淵と申します。石破大臣はこれまで、地方創生の知恵は地方から出すものとおっしゃってこられました。大阪都構想は地方創生の知恵というふうにお考えでしょうか。

答： ご質問の趣旨がよくわかりませんが、何をおっしゃりたいのですか。

問： 大阪都構想は地方創生の知恵だとお考えでいらっしゃいますか。

答： それはそうではないですか。何がお聞きになりたいのですか。シロかクロかでお答えするのであればそういうことになります。

問： これまで石破大臣は、地域から知恵を出すというふうにおっしゃってこられたと思うんですが、その地域というのが、自民党の大阪府連も含めて、かなり地域の意見が割れていると思うのですけれども、どうなった時点で、地域の意見だにご判断されるのかお伺いしたいのですが。

答： お答えするのが難しいのですが、地域にはいろんなご意見がございます。これが一つの地域の意見だということであれば、地域に民主主義もいないということになります。民主主義ですから、それは大阪都構想というものを主張なさるのであれば、それに対しての懸念を表明されるということは、いろいろとございますでしょう。

それは大阪は大阪として、大阪市があるいは大阪府として、民主主義の根幹に立って、これが地域の意見であるということ、当然、地域の住民である府民、市民に

対して説明されることになります。それは、民主主義はそういうものだと思っております。大阪都構想というものがいかに地方再生に資するものであるかということについて、なお多くの議論があるとすれば、それは大阪都構想を実現することによって、大阪地域、大阪府全域なり、あるいは今の大阪というものがいろいろな区に分かれています。それが地域創生に資するものであるよという話の中で、例えば、大阪大学、大阪府立大学、大阪市立大学、こういうものがバラバラなことはどうなのかと言われれば、どうなのですかねと思うわけです。

あるいは何かの開会式をする時に、担当する人が沢山でてきて挨拶をしています。これは一体何ですかねとなる。それは事象としてはそうなのだけれども、大阪の活性化を考えると、どれだけ雇用が生まれるのか、どれだけ所得が上がるのか、そしてどれだけ人口がサステナブルになるのか、それに大阪都構想がかくかくしかじかとして資するものである、という御議論は、大阪市議会あるいは大阪府議会、それはそれぞれ市民の代表であり、府民の代表であり、二元代表制に基づきまして、首長の考えと議会の考え方が戦わされて、そしてそれが地方の知恵ということになるのではないのでしょうか。

問： 確認ですが、知事や市長の意見だけでは地方の意見とはならないというお考えでいらっしゃるということでしょうか。

答： それは御質問の意味を少し解しかねますが、二元代表制とは何なのだという事、なぜ地方において二元代表制が採用されているのかということでございます。ですから、知事の意見だけが、市長の意見だけが地方の意見ではないと私が発言をすれば、そのことをバーンと大きくお書きになるんでしょうけれど、二元代表制とはそもそも何であるか、なぜ地方自治においてそのようなものが採用されているかということは、制度の趣旨までよくお考えをいただきたいと存じます。